

函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（素案）  
に対する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

1 パブリックコメント実施概要

- (1) 対象案件 函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（素案）
- (2) 意見公募期間 令和4年6月21日（火）から令和4年7月21日（木）まで
- (3) 意見を提出できる人
  - ① 本町に住所を有する者
  - ② 本町に勤務又は通学する者
  - ③ 本町に事務所または事業所を有する者
  - ④ 本件に利害関係を有する者
- (4) 条例（素案）の公表方法 町ホームページ
- (5) 意見の提出方法
  - ① 持参
  - ② 郵送
  - ③ ファックス
  - ④ 電子メール
- (6) 意見に対する回答方法 町ホームページにて公表

2 意見書提出者数及び件数 2人 6件

件	区分	意見内容	町の考え方
1	土地所有者の責務	熱海の事件では土地の所有者の責任が曖昧になっていたことから、第2条第5項の定義に土地の所有者を含めず、土地の所有者の責務について新たに規定すべきである。	土地の所有者は、函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「現行条例」といいます。）第2条第5号において、土地の所有者を含めて事業者と定義しており、同条例第5条において事業者（土地の所有者を含む。）の責務を規定しています。このため、土地の所有者の責務を別途規定したとしても、効力は特に変わらないことから区別して責務を規定する必要性は無いと考えます。
2	土地所有者の責務	他市の条例と同様に事業主と土地の所有者の責務をそれぞれ違う条文で規定し、分かりやすくしてほしい。	1と同様に考えています。
3	目的	熱海の土石流は違法な盛土の崩落が要因となり、一瞬にして多数の住民の命や住宅家屋等を奪ってしまったことや、本条例の目的を事業者や土地所有者にも重く感じてもらいたいことから、第1条に住民の生命と財産の保護を追加してほしい。	現行条例の目的には、「住民の生命、財産の保護」について具体的な規定はしておりませんでした。事業の状況によっては比較的小規模な盛土等であっても、崩落することにより町民の命や財産を奪うおそれがあることも想定されます。このため、住民に現行条例の目的をより明確に分かりやすくするよう、いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
4	説明会の実施	条例の規定の中に、説明会の実施を規定すべきである。	今回の改正に伴い、現行条例第5条（事業者の責務）中に、事業区域周辺の住民等に対し、事業内容を周知し理解を得るよう努めることを規定することの検討をしております。いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

5	その他	<p>6月議会で可決した条例を今年度再度改正することはきわめて異例。理由があったとしても住民への説明、パブリックコメントを先に募集してほしかった。時代の流れで条例の改正は多発するが、住民軽視とみられる行為はできるだけ避けてください。</p>	<p>条例改正が2度にわたる経緯は以下のとおりです。</p> <p>6月議会では、静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」といいます。）の施行に合わせ、盛土条例の適用を受ける事業及び現行条例の適用を受ける事業について、規制が重ならないようにするための改正を行いました。</p> <p>今回の改正案については、盛土条例の運用解釈、適用範囲見直しの検討及びパブリックコメントの実施に時間を要することから、2度にわたる条例改正に至った次第です。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	経過措置	<p>静岡県盛土等の規制に関する条例に不備がある。問題のある軽井沢メガソーラー等の盛り土、土砂等の埋立てについては函南町の条例の経過措置に、工事に着手していない許可済み案件に対する対応を盛り込むべきである。</p>	<p>現行条例第4条第3号の規定により他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う事業は適用除外としております。これは、現行条例で定義する事業行為を他の法令で盛土等の技術的な審査を受けて行われる事業は適用除外としているものです。いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>